



2011年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

1級 学科試験

< 応用編 >

実施日 2012年1月22日(日)

試験時間 13:30~16:00(150分)

注意

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2011年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- S 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- S 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月22日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
2月29日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。
また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により合否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

解答にあたっての注意

1. 応用編の設例は、【第1問】から【第5問】まであります。
2. 各問の問題番号は、「基礎編」(50問)からの通し番号となっています。
3. 最後に、速算表等の資料がありますので、適宜利用してください。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとしてください。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（48歳）は，妻Bさん（46歳）とともに美容室を営む個人事業主である。Aさんおよび妻Bさんの美容師としての技術には定評があり，店舗の立地条件にも恵まれているため，店の収入は安定している。Aさんは，最近，妻Bさんが老後資金の充実を図るために国民年金基金への加入を検討していることを知り，国民年金基金について理解したいと考えている。

また，Aさんは，現在加入している小規模企業共済の共済金の受給方法および公的年金の受給額についても知りたいと思っている。

そこで，ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。なお，Aさんに関する資料は，以下のとおりである。

Aさんの家族構成と公的年金等の加入歴等

Aさん（本人）：昭和38年7月20日生まれ

：国民年金の加入歴

- ・昭和58年7月～昭和61年3月（保険料全額免除期間33月）
- ・昭和61年4月～平成23年12月（第1号被保険者期間309月）
- ・平成24年1月から60歳に達するまでは，第1号被保険者として加入予定である。（第1号被保険者期間138月）
- ・定額保険料および付加保険料は，昭和61年4月から納付しており，今後も60歳に達するまで納付する予定である。

：小規模企業共済の加入歴

- ・平成5年4月から継続して，掛金を納付している。

Bさん（妻）：昭和40年3月15日生まれ

：国民年金の加入歴

- ・昭和60年3月から現在に至るまで，定額保険料を納付している。
- ・平成元年11月からは，付加保険料を継続して納付している。

：現在および将来もAさんと生計維持関係にある。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問51》 国民年金基金について、ファイナンシャル・プランナーが説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

国民年金基金（以下、「基金」という）は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する目的で平成3年4月に創設された年金制度である。国民年金基金には、「地域型国民年金基金」と「()国民年金基金」の2種類があり、これらは、同時に加入することはできない。また、国民年金の保険料を免除（一部免除等を含む）されている者および農業者年金の被保険者は、基金に加入することができず、国民年金の付加保険料を納付している者が基金に加入した場合、加入月以降、付加保険料を納付することができなくなる。

基金の年金は、加入員が必ず加入する1口目の()年金と、任意で加入する2口目以降の年金がある。基金の()年金は、原則として65歳から支給される。

基金の掛金は、加入員が選択する給付（年金）の型、加入口数、加入時の年齢によって決まるが、掛金の上限は、原則として月額()円である。

《問52》 Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料（付加保険料を含む）を納付するものとして、次の()、()を求めなさい。計算過程を示し、答は円単位とすること。年金額の端数処理は、50円未満を切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げとし、計算過程における端数処理は円未満を四捨五入すること。

なお、老齢基礎年金の年金額の計算にあたっては、物価スライド特例措置による金額788,900円（平成23年度価額）を使用すること。

65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額と付加年金の年金額との合計額はいくらか。

67歳6カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合の老齢基礎年金の年金額と付加年金の年金額との合計額はいくらか。なお、年金額の計算にあたっては、上記()の100円未満の端数処理前の金額（円未満を四捨五入）を使用すること。

《問53》 小規模企業共済に加入しているAさんのような個人事業主が受け取る共済金について、ファイナンシャル・プランナーが説明した次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

小規模企業共済の共済金等は、加入者に一定の事由が生じたときに、支給事由に応じて支払われる。Aさんのような個人事業主は、

- (a) 掛金納付月数が()以上あるときに、事業を廃止もしくは死亡した場合
 - (b) ()歳以上で掛金納付月数が180カ月以上あるときに、老齢給付を請求した場合
 - (c) 掛金納付月数が12カ月以上あるときに、事業の全部を配偶者や子に譲った場合
- などに共済金等を受け取ることができる。

共済金の支給金額は、掛金月額、掛金納付月数、共済事由ごとにあらかじめ定められた「基本共済金」と、共済資産運用収入等により毎年度算定される「付加共済金」との合計額となる。また、共済金の受取方法には、「一括受取り」、「分割受取り」、「一括受取りと分割受取りの併用」の方法があるが、「分割受取り」については、受取額や請求事由に一定の要件が定められている。

なお、受け取る共済金(死亡以外)は、税法上、「一括受取り」のときは()として、「分割受取り」のときは雑所得として扱われる。また、遺族に対して支給される共済金については、相続税の課税対象となる。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは，株式への投資を検討している。具体的には，総合電機業のX社とY社に関心をもっており，連結財務諸表などから作成した【財務データ】を投資判断の参考にしたいと思っている。また，Aさんは，債券にも関心をもっており，利付債券Vと割引債券Wへの投資も検討している。

そこで，ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

【財務データ】

(単位：百万円)

		X社	Y社
資 産 合 計		3,146,337	3,678,206
負 債 合 計		2,205,296	2,742,924
純 資 産 合 計		941,041	935,282
内 訳	株 主 資 本	930,369	916,199
	評価・換算差額等	10,672	19,083
	少数株主持分	-	-
売 上 高		1,795,306	3,590,964
営 業 利 益		33,117	53,279
受 取 利 息		3,258	3,310
有 価 証 券 利 息		-	15
受 取 配 当 金		110,095	101,043
支 払 利 息		8,516	8,682
社 債 利 息		1,604	17,288
経 常 利 益		136,350	131,677
当 期 純 利 益		64,276	105,378
配 当 金 総 額		36,133	21,175

【債券の条件】

	利付債券V	割引債券W
表面利率	1.05%	-
購入単価	101.55円	()円
利 回 り	()%	1%
残存期間	5年	5年

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問54》【財務データ】に基づくX社とY社の財務状況に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。計算結果は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

X社とY社の財務指標について比較検討すると、売上高では、Y社がX社の約2倍あるものの、売上高と営業利益で算出する()では、X社の値がY社の1.48%を上回っており、使用総資本回転率では、X社の値がY社の()回を下回っている。また、株主への利益還元状況を表す配当性向では、X社がY社を上回っている。なお、連結財務諸表の「()」は、IFRS(国際財務報告基準)では、「非支配(株主)持分」と表記することとされている。

《問55》【財務データ】に基づいて、X社の使用総資本事業利益率を求めなさい。計算過程を示し、計算過程および計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

《問56》 Aさんが、新規に購入を検討している債券について、【債券の条件】に基づいて利付債券Vの単利計算による最終利回り(空欄)と割引債券Wの年1回の複利計算による単価(空欄)を求めなさい。なお、手数料や税金は考慮せず、計算過程を示し、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX社（資本金10,000千円、青色申告法人、非上場の同族会社（株主はすべて個人、特定同族会社には該当しない））の平成24年3月期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における法人税の申告に係る資料は、以下のとおりである。

資料

・交際費等に関する事項

当期における交際費等の金額は6,900千円で、全額、損金経理により支出している。

このうち、1人当たり5千円以下の飲食費等（得意先との会食によるもので、もっぱら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）の合計額320千円が含まれている。

・役員給与に関する事項

当期の役員給与は43,000千円であるが、このなかには毎月の定額支給分以外に、6月と12月に従業員への賞与の支給時期に役員へ支給した合計額1,800千円が含まれている。この1,800千円について、X社は所轄税務署長に対して事前確定届出給与に関する届出書を提出していない。

また、取締役であるAさんに対して簿価20,000千円、時価15,000千円である土地を12,000千円で売却したが、その際には8,000千円の譲渡損を計上している。

なお、役員のうち、使用人兼務役員に該当する者はいない。

・子会社株式の評価に関する事項

当期末において、X社が所有する100%子会社の株式について、業績不振のため来期中に解散する予定であることから、1,600千円の評価損を計上した。

・雇用促進税制における税額控除制度に関する事項

当期における法人税に係る税額控除の額は600千円である。

・「法人税・住民税及び事業税」に関する事項

(1) 損益計算書に表示されている「法人税・住民税及び事業税」は、預金の利子について源泉徴収（特別徴収）された所得税額75千円・道府県民税の利子割額25千円、および平成24年3月期確定申告の見積納税額7,200千円（未払法人税等の期末残高7,200千円）の合計金額7,300千円である。

(2) 所得税額、道府県民税の利子割額は、当期の法人税額、道府県民税額よりそれぞれ控除することを選択する。

(3) 中間申告については、考慮しないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 X社の平成24年3月期の 資料 と以下の 条件 をもとに，同社に係る 略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，解答用紙に記入しなさい。なお，別表中の「***」は，問題の性質上伏せてある。

条件

- ・設例に示されている数値等以外の事項は，いっさい考慮しないこととする。
- ・所得金額の計算上，選択すべき複数の方法がある場合は，X社にとって有利になるような方法を選択すること。

略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）

（単位 千円）

区 分		総 額
当期利益の額		8,720
加 算	損金の額に算入した道府県民税利子割額	25
	損金の額に算入した納税充当金	7,200
	交際費等の損金不算入額	()
	役員給与の損金不算入額	()
	()の損金不算入額	()
小 計		***
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	1,100
	小 計	1,100
仮 計		***
法人税額から控除される所得税額		()
合 計		***
欠損金または災害損失金等の当期控除額		0
所得金額または欠損金額		()

《問58》 前問《問57》を踏まえ，X社が平成24年3月期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。計算過程を示し，答は千円単位とすること。

《問59》「雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な数値を，解答用紙に記入しなさい。

青色申告書を提出する法人（当期および当期前1年以内に開始した事業年度において，その法人の都合による離職者がいないことにつき証明がされたもの）が，平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において，前期末と比べて雇用者数が（ ）人以上（中小企業者等については2人以上），かつ，（ ）%以上増加していることにつき証明がされ，さらに一定の要件を満たす場合には，法人税について（ ）円にその増加した雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除の適用を受けることができる。

ただし，税額控除の金額は，当期の法人税額の100分の10（中小企業者等については100分の（ ））相当額を限度とする。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

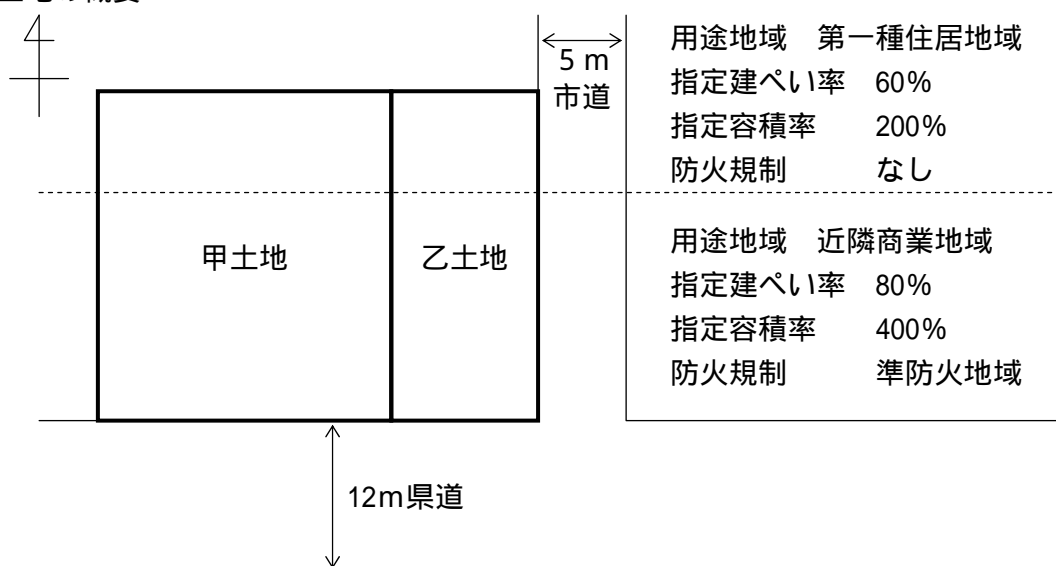
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設例》

X社およびY社は、関係会社であり、隣接して土地を所有している。X社およびY社は、ともに土地の有効活用を検討しているが、暫定的にそれぞれの土地を月極駐車場として利用している。現在、オフィスの賃貸需要が回復してきて、安定的な賃貸運営が可能な状態となったため、両社は協議のうえ、X社が所有する甲土地とY社が所有する乙土地を一体利用して、貸しビル（用途：事務所）の共同建築を計画している。

そこで、X社の代表取締役であるAさんは、貸しビルの建築についてファイナンシャル・プランナーに相談することにした。なお、土地の概要は、以下のとおりである。

土地の概要



- ・ 甲土地の面積は360㎡、乙土地の面積は120㎡で、それぞれ近隣商業地域に属する部分は、甲土地270㎡、乙土地90㎡である。
- ・ 乙土地、および甲土地と乙土地との一体地は、ともに建ぺい率の緩和について特定行政庁の指定した角地である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》 建築基準法における建築物の高さの制限に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を，解答用紙に記入しなさい。

建築基準法では，都市計画区域と準都市計画区域内において，用途地域等に応じて，建築物の高さの制限を定めている。まず，第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域内の建築物については，10メートルまたは12メートルの絶対高さ制限がある。次に，建築物の各部分の高さの制限については，() 斜線制限，隣地斜線制限および() 斜線制限がある。設例の場合，() 斜線制限等は適用されるが，() 斜線制限は適用されない。なお，それぞれの斜線制限により確保される採光，通風等と同程度以上の採光，通風等が確保されるものとして一定の基準に適合する建築物についてはこれらの斜線制限を適用しないという緩和措置があり，一般に() による斜線制限の緩和といわれている。さらに，これらのほかに日影による中高層の建築物の高さの制限等が定められている。

《問61》 甲土地と乙土地との一体地において貸しビル（耐火建築物）を建築する場合，次の・に答えなさい。

建ぺい率の上限となる建築面積はいくらか。計算過程を示し，答は m^2 単位とすること。

容積率の上限となる延べ面積はいくらか。計算過程を示し，答は m^2 単位とすること。

《問62》 都市計画法の高度地区および高度利用地区に関する次の文章の ~ に入る最も適切な語句を，解答用紙に記入しなさい。

高度地区とは，()内において市街地の環境を維持し，または土地利用の増進を図るため，建築物の()の最高限度または最低限度（準都市計画区域内にあっては最高限度）を定める地区をいう。

また，高度利用地区とは，()内（準都市計画区域を除く）の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため，建築物の()の最高限度および最低限度，建築物の建ぺい率の最高限度，建築物の建築面積の最低限度ならびに壁面の位置の制限を定める地区をいう。

【第5問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは，平成23年11月3日に死亡した。Aさんの相続人は，妻Bさん，長男Cさんおよび長女Dさんの3人である。AさんはX社の代表取締役であったが，平成23年8月にその地位を長男Cさんに譲った。長男Cさんは，Aさんが所有していたX社の株式60万株を相続により取得するとともに，「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の適用を受ける予定である。そこで，ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

1．X社の概要（非上場の株式会社）

業種： 電気機械器具製造業

資本金等の額： 50,000千円（発行済株式総数1,000,000株，株式はすべて普通株式で議決権は1株につき1つ）

株主構成（Aさんの相続開始時）

株主	Aさんとの関係	所有株式数
Aさん	本人	600,000株
Bさん	妻	100,000株
Cさん	長男	200,000株
Dさん	長女	100,000株

相続税におけるX社の株式の評価上の規模区分は，大会社であり，特定の評価会社には該当しない。

2．X社の比準要素

1株（50円）当たりの年配当金額	6.0円
1株（50円）当たりの年利益金額	11円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	273円

3．類似業種の比準要素

類似業種の1株（50円）当たりの株価の状況

課税時期の属する月の株価	229円
課税時期の属する月の前月の株価	215円
課税時期の属する月の前々月の株価	209円
課税時期の前年の平均株価	190円

類似業種の1株（50円）当たりの年配当金額 4.4円

類似業種の1株（50円）当たりの年利益金額 6円

類似業種の1株（50円）当たりの簿価純資産価額 235円

4．直前期のX社の資産・負債の相続税評価額および帳簿価額は，次のとおりである。

（単位：千円）

科 目	相続税評価額	帳簿価額	科 目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	486,600	486,600	流動負債	253,100	253,100
固定資産	324,700	195,900	固定負債	156,400	156,400
合 計	811,300	682,500	合 計	409,500	409,500

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問63》 類似業種比準方式によるX社の1株当たりの株価を求めなさい。計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、端数処理は、計算過程において各要素別比準割合および比準割合は小数点第2位未満を切り捨て、1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を切り捨て、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てること。

《問64》 純資産価額方式によるX社の1株当たりの株価を求めなさい。計算過程を示し、答は円未満を切り捨て、円単位とすること。

《問65》 長男Cさんが適用を受ける予定である「非上場株式等についての相続税の納税猶予」について、次の ・ に答えなさい。

「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の概要について、簡潔に記述しなさい。

設例のケースにおいて、「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の対象となる株式の限度数を求めなさい。計算過程を示すこと。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

資 料

所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
~	1,950	5	-
1,950	~ 3,300	10	97.5
3,300	~ 6,950	20	427.5
6,950	~ 9,000	23	636
9,000	~ 18,000	33	1,536
18,000	~	40	2,796

住民税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
一律		10	-

公的年金等控除額

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	3,300千円未満	1,200千円
	3,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円
65歳未満の人	1,300千円未満	700千円
	1,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
千円超 千円以下	
~ 1,800	収入金額 \times 40% (650千円に満たないときは650千円)
1,800 ~ 3,600	収入金額 \times 30% + 180千円
3,600 ~ 6,600	収入金額 \times 20% + 540千円
6,600 ~ 10,000	収入金額 \times 10% + 1,200千円
10,000 ~	収入金額 \times 5% + 1,700千円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円

贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	-
2,000千円超 3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超 4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超 6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超 10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	50%	2,250千円

普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金100,000千円超の法人 および一定の法人	所得金額	30%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額 からなる部分の金額	18%
	年8,000千円超の所得金額 からなる部分の金額	30%